

Adam Tompkins

## *Ghostworkers and Greens :*

*The Cooperative Campaigns of  
Farmworkers and Environmentalists  
for Pesticide Reform*

評者：鈴木 玲

本書は、アメリカの農業労働者組合などの農業労働者組織と環境運動団体が、人間や環境に有害な農薬の使用の規制強化という共通の目的を追求する過程で構築した連携関係について分析する。また、労働と環境運動による農薬使用の規制の動きに対して、農業経営者団体などがどのように抵抗し、あるいは規制を弱めようとしたのかも検討する。本書の主要な論点は第一に、シエラクラブなどの主流の環境運動団体が、自然環境を農薬被害から守ることに関心をもったものの農業労働者が農薬から受けた健康被害に関心をもたなかったという通説に反論したことである。第二に、これらの二つの類型の社会運動は異なった戦略で農薬使用の規制強化を追求したため、組織間の継続的な協力関係を結ぶことがなかったものの、情報の共有やお互いの運動に対する支援表明などで緩やかな協力関係を結んだと論じた。この書評は主に本書の内容を紹介し、最後に若干のコメントを述べる。

序章は、20世紀前半に増加したアメリカでの化学農薬の使用が、第二次大戦後のDDTの民間市場への導入後に急増したこと、農業経営者が害虫駆除の方法として化学農薬への依存を深めたこと、1962年のレイチェル・カーソン

の『沈黙の春』の刊行が、DDTなどの化学農薬が人間を含めた生物におよぼす被害の認識を高め、農薬が安全に使用されるように規制強化を求める運動を形成する契機となったことを指摘した。農薬規制強化の運動には、環境運動団体だけでなく、職場である農場で農薬に暴露する可能性が高い農業労働者の組織もかかわった。著者は、農薬問題に取り組んだ環境運動団体が農業労働者の健康より生物や資源環境保護に関心を払う傾向にあり、労働者組織も環境運動団体に不信感をもったとする先行研究の歴史解釈を単純な一般化と批判し、1972年のDDT使用禁止以前だけでなく禁止以後も、農薬使用の規制強化を求めて環境運動団体と農業労働者の組織が継続的ではないものの一定の協力関係を維持したと論じた。

本書では、第一、第二章が「前史」と位置づけられる。第一章は、アメリカの農民や農業経営者が害虫駆除の方法として化学農薬に全面的に依存するようになった経緯を、経路依存(path dependency)の視角から検討する。ヒ素に基づいた化学農薬が初めて広く使われたのは1860年代初期であるが、それまでは農民は植物や石鹼からできた農薬などで害虫駆除をした。19世紀末になると、化学農薬が従来の害虫駆除の方法よりも効果があるとする見解が強まるとともに、州政府や連邦政府は化学農薬の製造者が守るべき品質や効能の基準を法律で設定した(ただし、当時は化学農薬の人間や生物の健康への影響は考慮されなかった)。また1930年代以降、農地の統合・集中により農業経営の産業化が本格化したことも、農業経営者の化学農薬の依存を強める要因となった。さらに第二次大戦中に戦場での害虫駆除で効果をあげたDDTや合成化学からできた強力な農薬が戦後民間市場に出回ったことで、アメリカ農業は化学農薬に完全に依存することとなった。化

学農薬は害虫の完全駆除を約束するものではなかったが、農業経営者は化学農薬がコントロールしきれない側面（例えば、害虫が農薬に抵抗力をもつようになること）をさらに別の化学農薬を使用することで対応した。

第二章は、20世紀前半のカリフォルニア州における農業経営者と労働者の搾取的な雇用関係の歴史について概観する。農業労働者の多くは中国、フィリピン、メキシコなどからの移民労働者で占められ、経営者は労働者をエスニックグループごとに管理することで労働者が団結することを防いだ。劣悪な居住環境に不満をもった移民労働者による組織化の試みがみられたものの、このような試みは州当局により暴力的に抑圧された。1930年代に農業労働者による争議が増加すると、農業経営者は州政府などと協力して、農業労働者の労働条件向上や組合組織化の試みを阻止した。1935年に制定されたワグナー法は産業労働者に労働組合を組織する権利を与えたが、アメリカ南部とカリフォルニアの農業経営者の議会に対するロビーイングにより、農業労働者はこの法律の適用から除外された。農業労働者はさらに、社会保障法や労働基準法の適用からも除外された。その結果、産業労働者の場合と異なり、農業労働者の賃金や生活条件は第二次大戦中および大戦後に向上しなかった。

第三章は、DDTの生物と人間への被害を告発した1962年の『沈黙の春』の刊行から1972年に同農薬が環境保護局（EPA）に禁止されるまでの歴史を、農業労働者の運動と環境運動が有害な農薬使用の規制強化を求めた諸活動に焦点をあて分析する。農業労働者の組織化は、60年代初頭にセサル・チャベス（Cesar Chavez）らで結成されたNFWA（the National Farm Worker Association）の結成で本格化した。1966年にカリフォルニア州デレーノ

（Delano）で農業経営者とNFWAとの間で労働協約が結ばれると、NFWAはAFL-CIOに加盟してUFWOC（the United Farm Workers Organizing Committee、農業労働者組合組織化委員会）となった。NFWAは経済的要求だけでなく農業労働者が組合を組織する権利を求め、宗教団体、学生運動組織、公民権運動組織などと連携関係を結び、これらの諸運動の活動家の協力を得て農業製品の不買運動（ボイコット）を展開して経営者が組合を承認するように圧力をかけた。ただし、NFWAやUFWOCは化学農薬の問題に直ちに取り組まなかった。この問題が農業労働者の運動の主要課題になる契機は、UFWOCの専従活動家のMarion Mosesが66年以降始めた農薬による健康被害についての調査であった。Mosesは調査の過程で環境運動にかかわって活動している科学者とネットワークを形成した。

環境運動では、社会正義の立場からDDTの禁止を求める裁判闘争を州レベルで展開したEDF（Environmental Defense Fund、67年に結成）がUFWOCと最も近い立場にいた。しかしUFWOCは法廷や立法活動など制度を利用する戦略にあまり信頼を置かず、農業経営者との団体交渉で勝ち取った労働協約を通じて農薬使用の規制強化を図ろうとした。そのため、EDFとUFWOCとの協力関係は農業被害の科学情報の共有や裁判闘争での一時的な協力にとどまった。UFWOCが農薬問題に取り組んだのは、67年のGiumarraブドウ農園でのストライキと、それに続くカリフォルニア産ブドウの不買運動であった。UFWOCとその支持者は、環境問題に関心をもち家族の健康を意識する主婦層に残留農薬の危険性を訴え、農業労働者だけでなく消費者もDDTの被害を受けていると訴えた。不買運動の圧力や消費者の農薬の危険性に対する意識の高まりにより、1970年に26

のブドウ農園経営者は安全衛生委員会条項や DDT などの塩化炭化水素系の農薬の使用禁止を盛り込んだ労働協約を UFWOC と結んだ。UFWOC の運動と並行して、主要な環境運動団体 (EDF に加えシエラクラブや the Audubon Society など主流の環境保護団体も含む) は農務省長官に DDT の禁止を求める請願を行い、UFWOC や UAW (全米自動車労組) なども請願を支持する書面を提出した。農務省から不十分な回答 (部分的禁止) しか得られなかったため、環境運動団体は 1972 年に環境保護局長官が DDT の全面禁止を宣言するまで運動を続けた。

第四章は、70 年代の農薬使用規制を目指した環境運動と農業労働者のそれぞれの運動と両運動の接点について検討する。70 年代初め、EDF は DDT 以外の塩化炭化水素系の農薬 (アルドリンとディルドリン) の禁止を環境保護局に求めたものの、2 年間の審査期間を経ても禁止に至らなかったため、72 年に訴訟を起こした。この裁判では、これらの農薬使用禁止を盛り込んだ労働協約を締結していた UFWOC が、これらの農薬を禁止すると収穫が激減すると論じた農業経営者などに反論する証言を行った (EDF はこの裁判で禁止を勝ち取った)。UFWOC / UFW (UFWOC は 1972 年に独自の財政力をもったとして正式な組合 [UFW, AFL-CIO] となった) は、レタス農場で働く労働者の組織化をめぐり、チームスターズ (International Brotherhood of Teamsters, 同組合は当時、組合幹部の腐敗のため AFL-CIO から除名されていた) と競合関係にあった。カリフォルニア州のレタス農場の経営者は、UFW の進出の阻止を目的としてチームスターズと経営者に有利な労働協約を結んだものの、多くの労働者は UFW が自分たちを代表することを求めストライキに入った。UFW はレタス農場の労働者と接触することを、裁判所の仮処分決定や経営者やチー

ムスターズの暴力による脅しにより阻止されたため、UFW が政治的に弾圧されていることを訴えてレタスの不買運動を開始した。不買運動の間に起きた事件 (残留農薬のレベルが高いため州衛生当局に回収・破棄処分になったはずのレタスの一部が市場に出回っていた 72 年末の事件) により、UFW は農薬使用における農業経営者と州当局の馴れ合いや、UFW であればこのような不正を監視できることを不買運動で強調した。シエラクラブを含む環境運動団体の幹部は、UFW 指導者セサル・チャベスからのチームスターズとの闘いやレタス不買運動についての協力の呼びかけに肯定的に応じたものの、これらの団体による支援表明や、不買運動へのメンバー動員の事例はあまりみられなかった (シエラクラブは正式な支援表明を行わなかった)。ただし、シエラクラブや他の環境運動団体は UFW とのコンタクトを保ちながら、有害な農薬の使用の規制強化を政府機関に求める活動を地道に行った。なお、農業労働者の組合代表権の問題は、75 年にカリフォルニア州で成立した農業労働関係法の下で行われた組合選挙で UFW 側が勝利したことで解決した。

第五章は、70 年代から 80 年代半ばのアリゾナ州フェニックスの農業労働者の運動と農地に近隣する郊外の住宅地の住民運動 (住民たちは農薬の空中散布により健康被害を受けた)、および 80 年代半ばに諸運動団体が協力して推進した農薬規制を強化する運動について検討する。アリゾナ州の UFWOC/UFW の運動は、農業労働者の労働運動に対する抑圧的な州法、メキシコからの不法移民 (undocumented workers) の導入などで、組織化においてカリフォルニア州のような成果をあげることができなかった。不法移民を含めた農業労働者の権利を擁護するために UFW の一部の活動家により結成された社会運動団体 (M-COP [Maricopa County

Organizing Project])は、組織化が難しいとされた不法移民労働者を彼ら(彼女ら)のメキシコの出身地の町や村でストライキ委員会を結成することで組織化した。1977年の収穫期には、200人の不法移民労働者が劣悪な労働条件や居住環境の改善を求めストライキに入り、ストライキがメディア報道で知られるようになると、フェニックスの市民たちはこれまで存在さえ知られていなかった労働者を「果樹園の幽霊」「幽霊労働者」と呼んだとされる(この呼び方が本書のタイトルの一部となった)。ストライキにより、2つの農園の経営者はM-COPが母体となった農業労働者組合(AFW [Arizona Farm Workers])と労働協約を結び労働者の要求に一定の譲歩をした。M-COPとAFWは労働協約締結後も、十分に解決がなされなかった農薬問題に取り組んだ。とくに、農園内に居住する農業労働者とその家族が使用する井戸水が農薬に汚染されていることを問題視し、両組織は井戸の水質調査を実施して広くデータを収集し、80年代半ばに州の衛生当局と農薬に汚染された井戸を閉鎖する手続きについて合意した。

農地に近隣する住宅地の住民たちは、農薬の空中散布による悪臭と健康被害に苦しみ、農薬使用を管轄する州の行政機関(Board of Pesticide Control [BPC])に苦情を申し立てたものの、農業経営者に牛耳られた同機関は、住民の苦情を根拠がないものとして切り捨て、農薬の悪臭を軽減する措置以外の対応をとらなかった。連邦環境保護局は79年にアリゾナ州の空中散布問題について公聴会を開き農薬散布の規制強化を勧告した。農業経営者は勧告に強く反発したものの、環境保護局の勧告内容に沿った「紳士協定」を最も被害が大きかった地域の住民と結んだ。しかし、1984年秋に空中散布された有害な農薬が住宅地に流れ込む事件が起き、住民たちは再び農業経営者やBPCへ

の対決姿勢を強めた。ほぼ同時期(1985年)にM-COPから派生した農薬規制強化を目指す運動組織であるAFWCP(Arizona Farm Workers Committee on Pesticides)は、健康被害を受けた農業労働者らを原告として、BPCが法で定められた公衆衛生を守る義務を果たしていないとして、同組織の改革あるいは廃止を求める訴訟を起し、健康被害を受けた住民も原告に加わるように呼びかけた。裁判では原告側が敗訴したものの、AFWCPは環境運動団体などと連携して、農薬の被害から農業労働者と住民を守り、飲料水となる地下水を農薬汚染から防ぐことを目的とした法案を作成し、「水質・農薬規制法」イニシアチブとして発議するための署名運動を開始した。署名運動の盛り上がりを受けて、州議会は農薬使用規制強化、BPC廃止などを盛り込んだ法案を策定し、運動側も法案の内容を了解したため、86年に「アリゾナ環境基準法」が州民の一般投票により成立した。本章は、84年の「事件」まで農業労働者の運動と住民運動の連携が生まれなかった理由として、それぞれの運動が活発化した時期のタイミングの「ずれ」をあげた。また、AFWCPが環境運動団体などと連携関係を形成してイニシアチブとして発議する法案を作成した際、それぞれの団体の活動家や専門家どうしのネットワークが重要な役割を果たしたことを指摘した。

第六章は、保守派のカリフォルニア州知事(ジョージ・デュークメジアン)が80年代に推進した規制緩和政策と、その動きに対抗した農業労働者の運動と環境運動について検討する。州知事はUFWに敵意を示し、ALRB(農業労働関係委員会、農業労働関係法で設置された機関)の予算を削減するとともに同機関が農業経営者に有利に機能するように圧力をかけた。UFW(70年代後半の内紛で多くの活動家が去ったため、同組合は指導者のチャベスの専制



的支配が強まった)は、ALRBの本来の機能を弱体化し、組合を敵視した州知事の政策に対し、カリフォルニア産のブドウの不買運動を再び展開することで対抗した。新たな不買運動は当初、農業問題を主要課題としなかった。しかし、80年代半ばに市民の間で広まった農薬の健康被害への懸念の高まりを受けて、チャベスは、州知事のALRBに対する傲慢な態度が、農業経営者が農薬使用を規制する法律を破る口実をつくっていると批判した。そして、UFWは5種類の有毒な農薬の禁止を求める「怒りの葡萄」キャンペーンを86年から開始し、農薬への暴露と残留農薬により農業労働者と消費者がともに健康被害を受けていると強調した。このキャンペーンの開始とほぼ同時期、シエラクラブや天然資源防御協議会(NRDC [Natural Resources Defense Council]), EDFなどの環境運動団体の支持の下、農業や工業で使用される有害化学物質による健康被害から労働者と消費者を守る包括的な州法案(「飲料水の安全と有害物質[規制]実施法」)がイニシアチブ(プロポジション65)として提起された。プロポジション65は、農業経営者や石油化学工業の業界団体、州知事の強い反対に拘わらず、州民の一般投票で可決された(州知事が同法の効力を弱めようとしたため、その後裁判闘争に発展した)。UFWはプロポジション65の運動には積極的に関与せず、「怒りの葡萄」不買運動を継続し、とくにカリフォルニア州マクファーランド(McFarland)で起きた農薬が原因とされる小児がん多発事件に焦点をあて、農薬使用の規制強化の必要性を訴えた。UFWのキャンペーンに対して、さまざまな環境運動団体が支持を表明し、助言を与えた。チャベスが88年7月より敢行した「生命のための断食」(水だけを摂り36日間続いた断食)と著名な政治家、宗教活動家、環境運動指導者がチャベスの断食

を引き継いで支持を表明したことは、運動への市民の共感を強め不買運動に弾みをつけた。しかし、農業経営者団体からの反撃もあり、UFWは農薬使用禁止の目的を達成することができなかった。

第七章は、フロリダ州の農業労働者組織(FWAF [Farmworkers Association of Florida])がFoE (Friends of the Earth)や他の環境運動団体と連携して90年代から2000年代にかけて展開した、フロリダ産トマトに使用されている臭化メチル(methyl bromide)を禁止する運動を検討する。臭化メチルはUFWの「怒りの葡萄」キャンペーンで対象となった有害農薬の一つであり、オゾン層の破壊の原因物質として国際条約でも使用規制の対象となった。FWAFやFoEなどが連携して98年から展開したキャンペーン(the Sustainable Tomatoes / Safer Community Campaign)は、オゾン層の破壊という地球規模の問題だけでなく、同農薬が農業労働者や農地の近隣の住民におよぼす健康被害についても啓蒙活動を行い、フロリダ州の環境規制が不十分だとして農地とその近隣地域での臭化メチル濃度の測定を行った。また、キャンペーンはクリントン政権、連邦議会、フロリダ州政府に対し当初予定した2001年までの臭化メチルのフェーズアウトを求めたものの、連邦議会は99年に同農薬の使用延長を実質的に認めた法案を可決してしまった。キャンペーンは、フロリダの農業経営者の臭素メチル使用に影響を与えることができなかったものの、啓蒙活動を通じて農業労働者や一般市民の同農薬の健康被害の危険性についての認識を高めることに貢献した。

結論は、農業労働者、環境運動家、消費者が求めた農薬規制による「危険が少ない経路」が達成されなかった理由として、農業経営者やその同盟者たちが化学農薬を大量に使用する生産方式による経路への依存を深めたことをあげ

た。農業が人間の健康を脅かす可能性を科学的に明確に証明することが難しいため、農業経営者や化学産業の代弁者たちは「科学の不確かさ」を理由にさらなる証明を求めて、規制強化に対する時間稼ぎを行ったことも、「もう一つの経路」の選択を難しくした。結論はまた、多くの先行研究にみられるように農業労働者の運動と環境運動を別々の運動と考えるより、工業化された農業生産を公正で持続可能なものに変革する共通の目標に別々な方法で（時には協力しながら）追求する広義な社会運動の一部として捉えることを提言した。

社会運動ユニオニズムの先行研究は、労働運動と社会運動の連携関係を組織間との関係と捉え、組織間の共通目的がどのように形成され、それぞれの組織がどの程度連携関係にコミットしているのか、どのような緊張関係が組織間で生まれるのか、などについて検討した。このような先行研究に対し、本書が描く連携関係は、組織間関係の視角からみると、非常に弱くみえる。UFWOC / UFW が展開した不買（ボイコット）運動を主流の環境運動団体が正式に支援することはなく、また環境運動団体が展開した法廷闘争や立法活動に UFW が積極的に協力する事例もあまりみられなかった。しかし、農業労働者の組合と環境運動団体は、それぞれの戦略（不買運動、法廷闘争、立法活動など）で有害農薬の使用の規制という目標を追求し、化学農薬使用に既得権益をもつ農業経営者や州政府機関などの抵抗にも拘わらず、運動側に有利な労働協約、判決、州法を勝ち取り一定の成果をあげた。すなわち、本書は緩やかで目立たないネットワーク的な連携関係の場合でも、共通の目的で成果をあげる可能性を示した。

本書が示すように、シエラクラブなどの主流の環境運動団体は農業労働者が農薬から受ける

健康被害に関心をもち規制を求める活動を行った。しかし、主要な運動団体の活動はこの問題に関心をもった活動家や指導者の個人的な関与という側面が強く、結論が論じたように農業労働者の運動と環境運動が広義な社会運動を形成する程度に結びついていたと考えるには少し無理があるのではないかと考える。UFW と環境運動団体の関係についてやや別の視点から検討した Randy Shaw は、シエラクラブが 73 年に UFW のレタス不買運動を正式に支援しなかった理由として、70 年代初めのシエラクラブが環境問題と人種・階級問題と結びつける視点をもたなかったこと、すなわち低所得者やマイノリティのコミュニティに環境汚染の被害が集中するという環境（不）正義（environmental justice）の問題をまだ認識しなかったことをあげた。そして、環境正義運動が 80 年代以降活発になると、シエラクラブや他の主要環境運動団体も「広義で先進的な」環境問題の課題に積極的に取り組むようになったとされる（Shaw 2008, 136）。すなわち、本書があつかった二つの運動が一つの広義な運動を構成する条件が整うには、環境問題の範囲を広げる契機となった 70 年末のラブキャナル事件（ニューヨーク州）やウォレン郡（ノースカロライナ州）の PCB 処分場建設反対運動を待たなくてはならなかったのではないかと。

（Adam Tompkins, *Ghostworkers and Greens : The Cooperative Campaigns of Farmworkers and Environmentalists for Pesticide Reform*, Ithaca : ILR Press, 2016, xii + 230pages）

（すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授）

#### 【参考文献】

Shaw, Randy. 2008. *Beyond the Fields: Cesar Chavez, the UFW, and the Struggle for Justice in the 21st Century*. Berkeley : University of California Press.